

京都駅における臨時手荷物配送・預かり所運營業務 業務委託仕様書

1 業務の概要

(1) 業務の名称

京都駅における臨時手荷物配送・預かり所の運營業務

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(3) 業務の目的

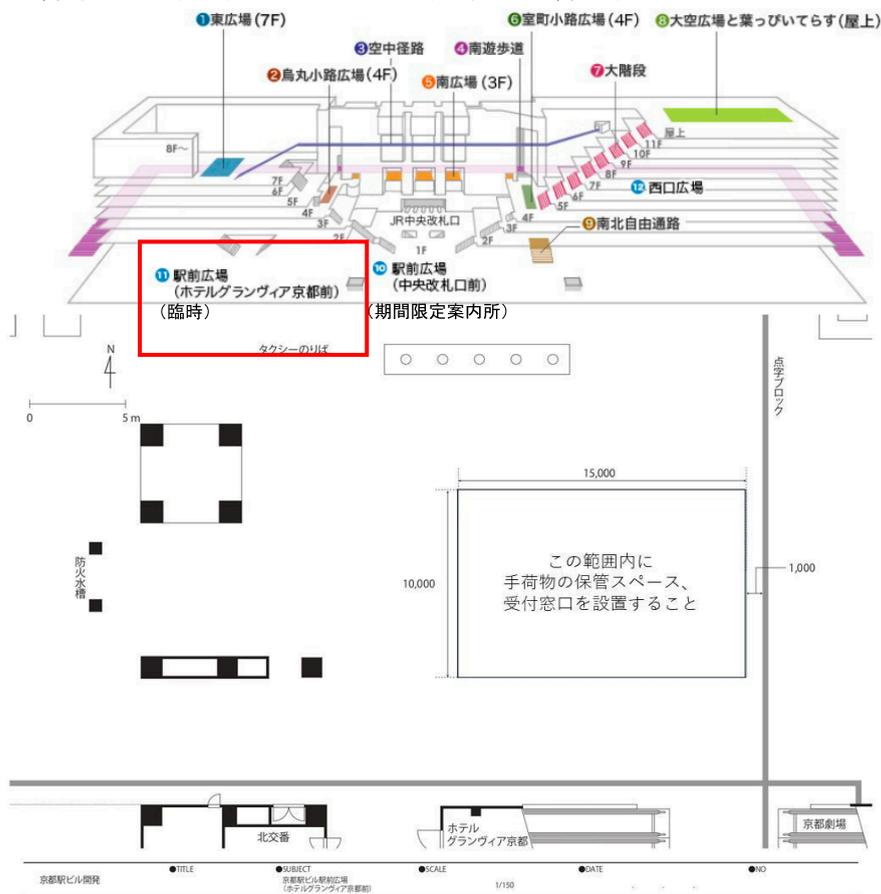
秋・春の観光シーズンにおいて、京都駅周辺で臨時手荷物配送・預かり所の設置・運営を行い、京都市内宿泊施設への配送及び手荷物の預かりに対応するとともに、事前予約システムを導入し、利用者の拡大を図り、手ぶら観光を推進することを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 臨時手荷物配送・預かり所の設置

ア 設置場所

京都駅前広場（ホテルグランヴィア京都前）



イ 設置日時

- ・ 秋の観光シーズン（計7日間）
 - 令和6年11月4日（月・祝）
 - 11月16日（土）
 - 11月17日（日）
 - 11月23日（土）
 - 11月24日（日）
 - 11月30日（土）
 - 12月1日（日）
- ・ 春の観光シーズン（計6日間）
 - 令和7年3月20日（木・祝）
 - 3月21日（金）
 - 3月22日（土）
 - 3月23日（日）
 - 3月29日（土）
 - 3月30日（日）

※ いずれも9時～20時で実施

ウ 実施内容

- ・ 京都駅前広場の所定の場所（詳細は別紙1参照）に什器、看板などを用いて、臨時手荷物配送・預かり所を設置すること。
- ・ 荷物の収容数は540個以上とすること。
- ・ 臨時手荷物配送・預かり所の設置に当たって必要な什器、夜間警備、運営備品の手配をすること。
- ・ 臨時手荷物配送・預かり所の開設中（9時～20時）は、常に現場監督責任者を1名以上配置すること。
- ・ 対応言語は日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）を必須とする。
- ・ 日本語以外の言語対応は、各言語に対応できるスタッフを配置することが望ましいが、配置できない場合は、翻訳機などコミュニケーションツールを用いて、英語、中国語に対応できる体制を整えること。
- ・ 臨時手荷物配送・預かり所では、京都市内宿泊施設への配送及び手荷物の一時的預かりを行うこと。また、決済機能を備えた事前予約システムを導入すること。
- ・ 利用実績（配送・一時的預かりサービスの利用時間帯及び国・地域別対応人数、事前予約数、内容等）を把握し、後日報告すること。
- ・ 幅広い方々に御利用いただけるよう、臨時手荷物配送・預かり所の宣伝ツール（のぼり、横断幕、ポスター、チラシ等）を作成すること。また、のぼりと横断幕に関しては、次年度以降の臨時手荷物配送・預かり所でも使用できるよう汎用性のあるデザインにする

こと。

- ・ 宣伝ツールの中に、これまでの臨時手荷物預かり所の運営において、荷物の破損・紛失事例は発生していないなど、利用者が安心してサービスを御利用いただけるような内容を含むこと。
- ・ 制作したのぼり、横断幕等は、実施期間終了後、京都市観光協会（以下、「観光協会」という）へ納品すること

エ 留意事項

- ・ 京都駅ビル開発株式会社（京都駅前広場管理者）の「京都駅ビル広場等の利用に関する規程」（別紙2）を遵守すること。
- ・ 設置に当たっては、必要に応じて京都駅ビル開発株式会社と調整を行うこと。
- ・ 京都駅前広場の利用に当たって必要な経費（会場管理費、管理立ち会い費、夜間警備費等）1,001,000円（税込）については、本業務の費用に含み、京都駅ビル開発株式会社へ支払うこと。ただし、費用を支払う際に生じる諸経費（銀行の振込手数料等）は、受託者負担とする。
- ・ 当日、午前6時の時点で、京都市内に各種警報・特別警報が発表されている場合は、中止とする。また、設置時間中に各種警報・特別警報が発表された場合のほか、京都駅ビル開発株式会社から中止要請があった場合は、その時点で中止とする。その際の委託金額の変更については、双方協議するものとする。
- ・ 11月4日（月・祝）を除き、臨時手荷物配送・預かり所と同日に京都駅中央改札口前に設置予定の期間限定案内所と適宜連携すること。
- ・ 必要に応じて、スタッフに対し研修等を実施すること。また、スタッフが必要とする物品についても手配すること。

3 委託業務の進行等

（1）業務の打ち合わせ

業務の打合せは必要に応じて適宜行うものとするが、第1回及び業務の主要な段階においては、全体業務を統括する者が出席するものとする。

（2）協議事項

ア 事業実施の調整過程においては、適宜委託者と情報共有し、委託者による指示の機会を設けること。

イ 各業務の詳細や本仕様書に記載のない事項、又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度委託者と協議のうえ、決定するものとする。

ウ 受託者は、委託者の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の

履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、委託者は再委託について承認しない。

（3）納品物

- 臨時手荷物配送・預かり所の利用実績について、以下の内容をまとめた報告書を納品すること。
 - ・ 日毎の一時預かり、配送利用者数（事前予約、当日利用別で集計すること）
 - ・ 時間帯及び国・地域別の利用件数
 - ・ 利用者とのトラブル事例、その他観光協会が指定した内容
- 納品期限は、秋の観光シーズン（11月4日～12月1日）実施分を令和6年12月6日（金）まで、春の観光シーズン（3月20日～3月30日）実施分を令和7年3月31日（月）までとする。
- また、のぼり、横断幕等の制作物を実施期間終了後、観光協会へ納品すること。

4 支払方法

委託業務の終了後、受託者の適法な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

5 その他

（1）秘密保持義務

本業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

（2）個人情報の保護

本業務の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守すること。

（3）著作権の取扱い

ア 本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）については、委託者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても委託者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うに当たり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。

イ 成果物に使用される全てのものは、必ず事前に著作権、肖像権等の権利の了承を得てから使用すること。

- ウ 成果物に使用される全てのものは、権利者により二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得たうえで使用すること。なお、その際必要となる一切の手續及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- エ 本事業による成果物については、使用料その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- オ 成果物の著作権及び肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、委託者は責任を負わない。